

個人情報保護規程

(平成29年9月19日制定)

第1条 目的

この規程は、一般社団法人 日本医療ベンチャー協会（以下「本協会」という。）における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

本規程の対象とする個人情報とは、本協会が収集した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、その他の記述により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)をいう。

第3条 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、定款に定める事業の範囲内で、下記目的のために利用する。

- (1) 総会、理事会、グループ活動などの案内及び運営管理 (※)
 - (2) 本協会が主催するセミナー・講演会、イベント等の案内及び運営管理 (※)
 - (3) 活動報告、その他案内の送付
 - (4) 本協会のホームページの運営管理
 - (5) 本協会の各種資料の提供及び頒布
 - (6) 本協会に寄せられた相談及び通報への対応
 - (7) 本協会からの通知事項、アンケート等の連絡及び送付
 - (8) 本協会が業界団体として、政策提言、医療・ヘルスケア業界の環境整備を行うための活動
 - (9) その他、本協会の運営に関する検討及び連絡
- ※ 各種会合における名簿の作成、名簿の参加者への配布、各種会合でのネームプレートや座席表での表示等

第4条 個人情報の第三者への提供

次のいずれかに該当する場合を除き、収集した個人情報は、第三者へ提供しない。

- (1) 本人から事前に同意をいただいた場合
- (2) 本協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (3) 法令に基づき必要と判断される場合
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合

(6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(7) その他、個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合

2. 上記に従い、第三者への個人情報の提供を行う場合においても、必要に応じ、その利用目的の制限、その他必要な措置を講じる

第5条 個人情報の管理

取得した個人情報については、上記利用目的の範囲内において厳重に管理するとともに、不正アクセス・紛失・滅失・破壊・改ざん・漏洩等を防止するためのセキュリティ対策を講じ、個人情報の管理に関する安全性の確保に努める。

第6条 個人情報の開示、訂正、利用停止等

保有する個人情報について、本人から当該個人情報の開示、訂正、利用停止等の要求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応する。

第7条 改廃

この規程の改廃は理事会の決議を得て行うものとする。

附則

この規程は平成29年9月19日から施行する。